人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年四月六日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一二三―一〇

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第六号イを次のように改める。

イ　原子力安全管理事務所及び横須賀原子力艦モニタリングセンターの業務であって人事院が定めるもの並びに地方放射線モニタリング対策官事務所の業務

第三条第六号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　六ヶ所保障措置センターの業務であって、人事院が定めるもの

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年四月六日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中「三十一人」を「三十三人」に改める。

第二条の五第一項中「五十一人」を「五十三人」に改める。

第二条の八第一項中「三百二十八人」を「三百二十三人」に改める。

第五条第七項中「五十一人」を「四十八人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第四号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年四月六日

国家公安委員会委員長　松原　仁

警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内部部局		
長官官房	三七六人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局	二一六人	
刑事局	三四二人	組織犯罪対策部の定員を除く。
組織犯罪対策部	三三五人	
交通局	一四二人	
警備局	二七一人	外事情報部の定員を除く。
外事情報部	二二七人	
情報通信局	三三五人	
計	二、二四四人	うち、一、三〇八人は、警察官とする。
附属機関		
警察大学校	一七一人	
科学警察研究所	一二三人	
皇宮警察本部	九三二人	うち、八九二人は、皇宮護衛官とする。
計	一、二二六人	うち、七〇人は、警察官とし、八九二人は、皇宮護衛官とする。
地方機関		
管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、二六六人	うち、六九二人は、警察官とする。
合計	七、七三六人	うち、二、〇七〇人は、警察官とし、八九二人は、皇宮護衛官とする。

附則第二項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
内部部局			
長官官房	平成二十四年九月三十日までの間	三九二人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
計	平成二十四年九月三十日までの間	二、二六〇人	うち、一、三二四人は、警察官とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

○国家公安委員会規則第五号

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）第八十五条第二項の規定に基づき、科学警察研究所の各部の内部組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年四月六日

国家公安委員会委員長　松原　仁

科学警察研究所の各部の内部組織に関する規則の一部を改正する規則

科学警察研究所の各部の内部組織に関する規則（昭和三十四年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「四研究室」を「五研究室」に、「化学第四研究室」を「化学第四研究室　化学第五研究室」に改める。

第十五条及び第十六条中「及び化学第四研究室」を「、化学第四研究室及び化学第五研究室」に改める。

第十七条第三号中「次条」を「第十八条」に、「除く。）」を「除く。次条において同じ。）のうち人工的に合成されたもの」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（化学第四研究室）

第十七条の二　化学第四研究室においては、犯罪の捜査に関連する微細物についての研究、実験、鑑定及び検査に関する事務（化学第三研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第十八条の見出しを「（化学第五研究室）」に改め、同条中「化学第四研究室」を「化学第五研究室」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。